

## ② 被災住宅復興支援利子補給補助申請の受け付けは12月で終了です

東日本大震災により被害を受けた住宅等を、金融機関から融資を受けて補修等をする方を対象とした補助申請の受け付けが、12月27日（金）で終了となります。

**補助対象者** 次のすべてに該当する方

1. 自己または親族の所有する住宅が、大規模半壊、半壊、一部損壊のいずれかの「り災証明書」を受けていて、震災発生時に自己または親族がその住宅に居住していた方。ただし、被災住宅を解体し、被災者生活再建支援金の支給を受けた場合は除きます。
2. 被災住宅の補修、被災住宅に代わる住宅の建設、購入または被災宅地の復旧工事を市内で行う方。
3. 平成23年3月11日以降に（独）住宅金融支援機構や銀行法第2条で定める「銀行」または協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条で定める「協同組合金融機関」等と金銭消費貸借契約を締結し、平成31年3月31日までに融資を受けている方。
4. 市税等を滞納していない方。
5. 同様の利子補給を他から受けていない方または受けようとしていない方。

**補助額** 年1%（1%未満の場合はその利率）に相当する額

※毎月の融資残高から算出する

**【利子補給対象融資限度額】**

住宅復旧（補修・建設・購入）：640万円

住宅に被害がなく、宅地みの復旧工事を実施する場合：390万円

住宅と宅地の復旧工事を実施する場合：1,030万円

**補助期間** 償還開始の月から5年以内（ただし、無利子期間又は利子支払の猶予期間等がある場合には、当該期間を含め5年以内）

**申請期限** 12月27日（金）

**申・問** 都市計画課（内線587）

## ③ 県税の特別措置を設けています

県では、企業立地や震災復興等の促進を図るため、県内において事業用施設や事務所を新設、増設した企業や個人が利用できる「県税の特別措置」を設けています。

**対象税目** 法人事業税、個人事業税、不動産取得税、県が課税する固定資産税

**【県税の特別措置の一例】**

**不動産取得税課税免除**

対象事業（製造業、情報通信業、運輸業等）の用に供する事務所または事業所を、県内に新設または増設し、県内における従業者が5人以上増加した法人

**事業税（法人、個人）の税率を、増加した従業者数の割合に応じて3年間軽減、不動産取得税を免除または軽減**

県内において、本社機能の移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた法人または個人事業者

※県税の特別措置を利用するにあたっては、各種の要件があり期限までに手続きが必要です。詳しくは、県税事務所までお問い合わせください。

**問** 茨城県水戸県税事務所 法人事業税、個人事業税 TEL 029-221-4800 不動産取得税 TEL 029-221-4820

## ④ 空家・空地バンク制度に登録した空家の家財道具等処分費用の一部を補助します

10月から、新たに空家・空地バンク制度に登録された物件の家財道具等を事業者へ委託し、処分する費用の一部を補助します。空家の有効活用をしてみませんか。

**対象** 空家・空地バンク登録物件の個人所有者

**補助額** 処分委託費用の1/2以内、上限10万円

※市内の一般廃棄物収集・運搬業の許可事業者へ委託し、家財等を処分する場合に限りです。

**問** 都市計画課空家政策推進室（内線534）